一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（省令第４条の５）

|  |
| --- |
| 第四条の五　法第八条の三第一項の規定によるごみ処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。 |
| 一　施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 |
| 二　焼却施設（次号に掲げるものを除く。）にあっては、次のとおりとする。 |
| イ　ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 |
| ロ　燃焼室へのごみの投入は、法第九条の二の四第一項の認定に係る熱回収施設である焼却施設にあっては外気と遮断した状態で行い、それ以外の焼却施設にあっては外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。 |
| ハ　燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏八百度以上に保つこと。 |
| ニ　焼却灰の熱しやく減量が十パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。 |
| ホ　運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。 |
| ヘ　運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。 |
| ト　燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| チ　集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。 |
| リ　集じん器に流入する燃焼ガスの温度（チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ヌ　冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 |
| ル　煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が百万分の百以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、三月に一回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りでない。 |
| ヲ　煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ワ　煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第三の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。 |
| カ　煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 |
| ヨ　排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 |
| タ　煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。 |
| レ　ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第四条第一項第七号チのただし書の場合にあっては、この限りでない。 |
| ソ　ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。 |
| ツ　ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏千度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ネ　ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。 |
| ナ　固形燃料の受入設備にあっては、固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。 |
| ラ　固形燃料を保管設備に搬入しようとする場合にあっては、次のとおりとする。 |
| ⑴　固形燃料に含まれる水分が十重量パーセント以下であり、かつ、固形燃料の温度が外気温度を大きく上回らない程度であることを測定により確認し、かつ、記録すること。 |
| ⑵　固形燃料の外観を目視により検査し、著しく粉化していないことを確認し、かつ、記録すること。 |
| ム　搬入しようとする固形燃料の性状がラ⑴又は⑵の基準に適合しない場合にあっては、保管設備へ固形燃料を搬入しないこと。 |
| ウ　固形燃料を保管設備から搬出しようとする場合にあっては、ラの規定の例による。 |
| ヰ　搬出しようとする固形燃料の性状がウの規定においてその例によるものとされたラ⑴又は⑵の基準に適合しない場合にあっては、保管設備内の固形燃料を速やかに処分すること。 |
| ノ　保管設備に搬入した固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。 |
| オ　固形燃料を保管する場合にあっては、次のとおりとする。 |
| ⑴　固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。 |
| ⑵　保管設備内を常時換気すること。 |
| ⑶　保管期間がおおむね七日間を超える場合にあっては、固形燃料の入換えその他の固形燃料の放熱のために必要な措置を講ずること。 |
| ク　固形燃料をピットその他の外気に開放された場所に容器を用いて保管する場合にあっては、次のとおりとする。 |
| ⑴　複数の容器を用いて保管する場合にあっては、各容器の周囲の通気を行うことができるよう適当な間隔で配置することその他の必要な措置を講ずること。 |
| ⑵　容器中の固形燃料の性状を把握するために適当に抽出した容器ごとに固形燃料の温度を測定し、かつ、記録すること。 |
| ⑶　⑵の規定により測定した温度が容器を用いて保管する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |
| ヤ　固形燃料をサイロその他の閉鎖された場所に保管する場合（ケに掲げる場合を除く。）にあっては、次のとおりとする。 |
| ⑴　保管設備内の温度及び一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ⑵　⑴の規定により測定した温度及び濃度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |
| マ　第四条第一項第七号ワの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オ⑶の規定にかかわらず、次のとおりとする。 |
| ⑴　保管設備内を定期的に清掃すること。 |
| ⑵　保管した固形燃料のかくはんその他の固形燃料の温度の異常な上昇を防止するために必要な措置を講ずること。 |
| ⑶　固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。 |
| ⑷　保管設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ⑸　⑶及び⑷の規定により監視し、又は測定した温度が保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |
| ケ　第四条第一項第七号カの規定による保管設備に固形燃料を保管する場合にあっては、オの規定にかかわらず、次のとおりとする。 |
| ⑴　固形燃料が湿潤な状態にならないように必要な措置を講ずること。 |
| ⑵　保管設備内を定期的に清掃すること。 |
| ⑶　固形燃料の酸化による発熱又は発生した熱の蓄積を防止するために必要な措置を講じること。 |
| ⑷　固形燃料を連続的に保管設備に搬入する場合は、固形燃料の表面温度を連続的に監視すること。ただし、他の保管設備において保管していた固形燃料を搬入する場合にあっては、この限りでない。 |
| ⑸　保管設備内の温度、一酸化炭素の濃度その他保管設備を適切に管理するために必要な項目を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ⑹　⑸の規定により測定した温度又は濃度については保管設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |
| フ　火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 |
| 三　ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設にあっては、次のとおりとする。 |
| イ　ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号レからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。 |
| ⑴　投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調節すること。 |
| ⑵　ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。 |
| ⑶　改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。 |
| ⑷　改質設備内のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ⑸　除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。 |
| ⑹　除去設備に流入する改質ガスの温度（⑸のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ⑺　冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。 |
| ⑻　除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が〇・一ng／m３以下となるようにごみのガス化及びごみのガス化によって得られたガスの改質を行うこと。 |
| ⑼　除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 |
| ロ　電気炉等を用いた焼却施設にあっては、前号ワ、ヨ、タ及びソからフまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。 |
| ⑴　廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。 |
| ⑵　廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ⑶　集じん器内に流入するガスの温度（⑹のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ⑷　排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんを除去すること。 |
| ⑸　煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を三月に一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 |
| ⑹　製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね摂氏二百度以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね摂氏二百度以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。 |
| 四　ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては、第二号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。 |
| 五　高速堆(たい)肥化処理施設にあっては、発酵槽(そう)の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気量を調節すること。 |
| 六　破砕施設にあっては、次のとおりとする。 |
| イ　投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。 |
| ロ　破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 |
| 七　ごみ運搬用パイプライン施設にあっては、次のとおりとする。 |
| イ　ごみの運搬によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 |
| ロ　管路の破損を防止するために必要な措置を講ずること。 |
| 八　選別施設にあっては、選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 |
| 九　固形燃料化施設にあっては、第二号ヨ及びフの規定の例によるほか、次のとおりとする。 |
| イ　受入設備にあっては、廃棄物の性状が均一となるよう必要な措置を講ずること。 |
| ロ　破砕設備にあっては、次のとおりとする。 |
| ⑴　投入する廃棄物に破砕及び固形燃料化に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。 |
| ⑵　破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 |
| ハ　廃棄物の選別によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 |
| ニ　乾燥設備にあっては、次のとおりとする。 |
| ⑴　乾燥室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。 |
| ⑵　乾燥室の出口における温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。 |
| ⑶　乾燥させた廃棄物の乾燥状態を連続的に監視すること。 |
| ⑷　乾燥室内に廃棄物が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために散水その他の必要な措置を講ずること。 |
| ⑸　排ガスに係る管路を定期的に清掃すること。 |
| ⑹　⑵の規定により測定した温度及び⑶の規定により監視した乾燥状態が乾燥設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |
| ホ　排気口又は排気筒から排出される排ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が〇・一ng／m３以下となるよう廃棄物の乾燥を行うこと。 |
| ヘ　排気口又は排気筒から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、塩化水素の濃度を六月に一回以上測定し、かつ、記録すること。 |
| ト　薬剤添加設備にあっては、投入した廃棄物と薬剤とを均一に混合すること。 |
| チ　成形設備にあっては、次のとおりとする。 |
| ⑴　運転を開始する場合には、成形設備内のちりを除去すること。 |
| ⑵　廃棄物の投入は、定量ずつ連続的に行うこと。 |
| ⑶　固形燃料として必要な大きさ、形状及び硬さとなるよう成形すること。 |
| ⑷　成形設備内の温度又は成形設備の出口における温度若しくは一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。 |
| ⑸　⑷の規定により測定した温度又は濃度が成形設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |
| リ　冷却設備にあっては、次のとおりとする。 |
| ⑴　固形燃料の温度を外気温度を大きく上回らない程度に冷却すること。 |
| ⑵　冷却設備の入口及び出口における温度を連続的に測定すること。 |
| ⑶　冷却設備内の温度又は一酸化炭素の濃度を連続的に測定すること。 |
| ⑷　冷却設備内で固形燃料が滞留する場合にあっては、火災の発生を防止するために必要な措置を講ずること。 |
| ⑸　⑵及び⑶の規定により測定した温度又は濃度が冷却設備を管理する上で適切なものとなつていることを確認すること。 |
| ヌ　固形燃料を保管する場合にあっては、第二号ラからケまでの規定の例によること。この場合において、第四条第一項第七号ワ及びカ中「処理能力」とあるのは、「固形燃料の製造能力」とする。 |
| ル　製造した固形燃料を保管設備に搬入することなく、固形燃料化施設から搬出しようとする場合は、当該固形燃料の性状を適切に管理するために水分、温度その他の項目を測定し、かつ、記録すること。 |
| 十　ごみの飛散及び悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 |
| 十一　蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 |
| 十二　著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 |
| 十三　施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。 |
| 十四　前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。 |
| 十五　市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。 |
| 十六　施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。 |
| ２　法第八条の三第一項の規定によるし尿処理施設の維持管理の技術上の基準は、次のとおりとする。 |
| 一　受入設備又は貯留設備において生じた汚泥等は、当該設備の正常な機能が阻害されないように速やかに除去すること。 |
| 二　嫌気性消化処理設備の維持管理は、次の点に留意して行うこと。 |
| イ　消化槽へのし尿の投入は、当該消化槽の処理能力の範囲を超えないように、定量ずつ一定の間隔で行うこと。 |
| ロ　加温式の消化槽にあっては、消化槽の内部を設計時に定められた温度に保つこと。 |
| ハ　消化槽内のかくはん及びスカムの破砕は、消化状況を勘案して行うこと。 |
| ニ　脱離液の引出しは、かくはんを停止した後二時間以上静置してから行うこと。 |
| ホ　消化槽からの汚泥の引出しは、槽内の汚泥量を適正に保持するように行うこと。 |
| ヘ　発生ガスは、脱硫を行つた後、加温用の燃料等として使用し、又は燃焼させること。 |
| 三　好気性消化処理設備にあっては、当該設備の処理能力の範囲を超えないように定量ずつ連続的にし尿を投入するとともに、投入し尿量及び性状に応じた空気量を保持すること。 |
| 四　湿式酸化処理設備にあっては、当該設備の処理能力の範囲を超えないように定量ずつ連続的にし尿を投入するとともに、設計時に定められた温度、圧力及び空気量を保持すること。 |
| 五　沈殿槽からの汚泥の引出しは、一定の間隔で行うこと。 |
| 六　活性汚泥法処理設備にあっては、当該設備の処理能力の範囲を超えないように、脱離液、希釈水及び返送汚泥の量を適度に調節し、かつ、ばつ気槽内の溶存酸素量を適正に保つこと。 |
| 七　生物学的脱窒素処理設備の維持管理は、次の点に留意して行うこと。 |
| イ　脱窒素槽へのし尿の投入は、当該設備の処理能力の範囲を超えないように、定量ずつ連続的に行うこと。 |
| ロ　硝化槽にあっては、投入し尿量に対して設計時に定められた空気量を保持すること。 |
| 八　し尿の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 |
| 九　蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 |
| 十　著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 |
| 十一　放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を一リットルにつき二十ミリグラム以下に、浮遊物質の日間平均値を一リットルにつき七十ミリグラム以下に、大腸菌群数の日間平均値を一立方センチメートルにつき三千個以下にするほか、当該放流水の水質を生活環境保全上の支障が生じないものとすること。 |
| 十二　前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査及び水質検査を行うこと。 |
| 十三　市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。 |
| 十四　施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置（法第二十一条の二第一項に規定する応急の措置を含む。）の記録を作成し、三年間保存すること。 |